不利益処分の処分基準

処分の内容		廃棄物処理業者への必要な措置命令
根拠法令及び条項		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１９条の３第１号
所管部課係名		市民生活部環境課生活環境係
処分基準	関係条項	
	基準 （未設定の場合はその理由）	法第１９条の３第１号の規定による。 （改善命令） 第１９条の３　次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行つた者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 ⑴　一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合（第３号に掲げる場合を除く。）　市町村長
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）